

第3次徳島市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画

策定のための市民会議

第4回資料

【望ましい環境の将来像】

【基本目標及び基本施策の展開】

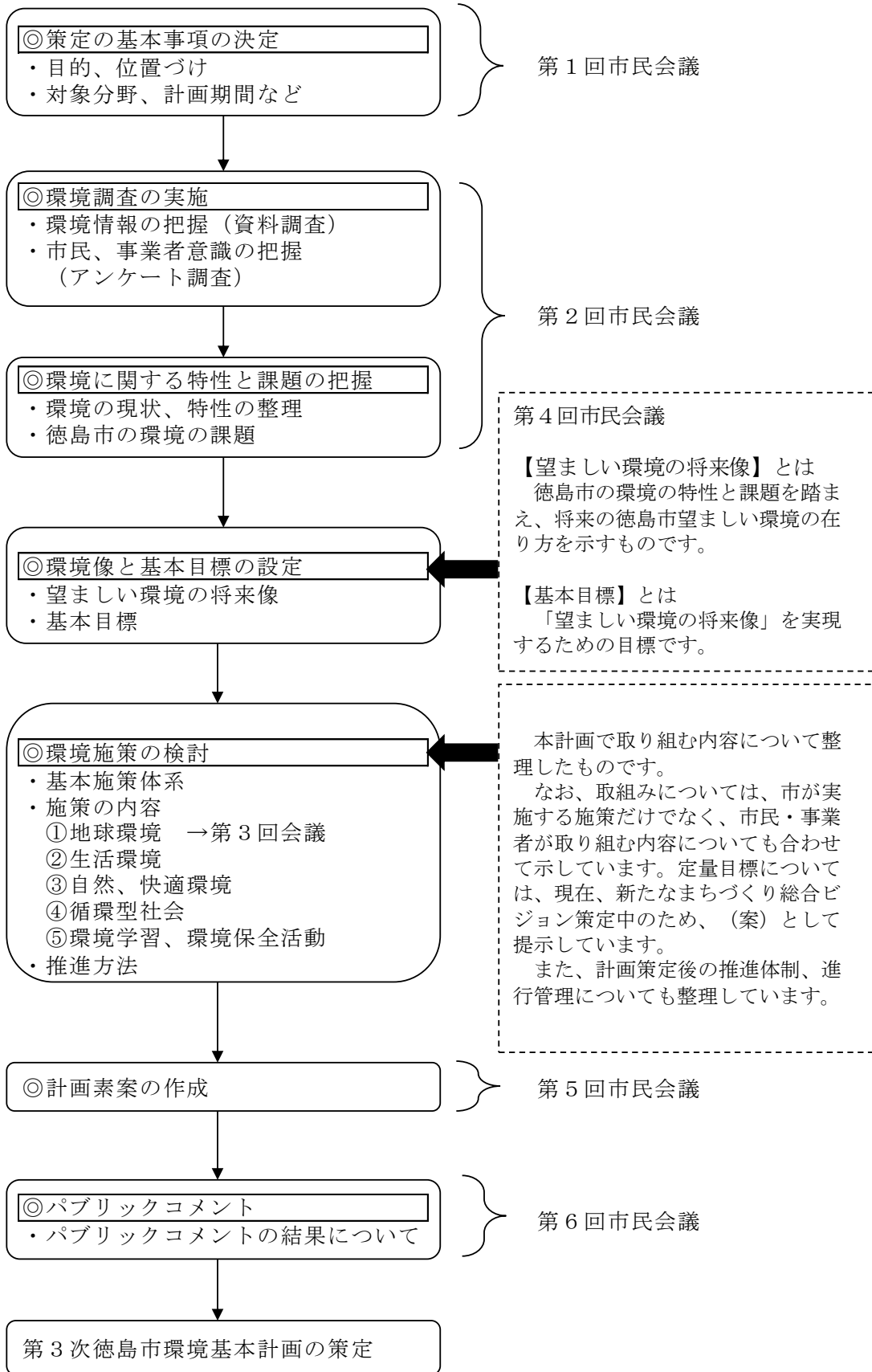
【推進方法（推進体制、進行管理）】

と き 令和2年9月29日（火）

午前9時30分～午前11時30分

ところ 徳島市役所13階大会議室

第3次徳島市環境基本計画策定フロー



1 望ましい環境の将来像

現在の環境基本計画は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とし、「みんなであつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま」を目指して施策を推進しています。

こうした中、地球温暖化の進行やそれらがもたらす豪雨などの異常気象の増加、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ問題等の廃棄物における対応の必要性など、本市を取り巻く環境が変化し、環境施策のあり方に大きな変化が求められています。

また、国連サミットにおける SDGs の採択やパリ協定の発効等、近年の世界の環境問題を踏まえたうえで、新たな時代の潮流を捉えて取組みを推進していく必要があるため、市民の環境に対する意識や将来に望むイメージを踏まえたうえで、望ましい環境像について検討するものとします。

(現在の状況)

- ・市民、事業者とも、徳島市の将来の環境の姿として最も重視するのは、「良好な水や大気を守り、健康で安心して暮らせるまち」と回答しており、その内容としては「水のきれいさ」としています。
- ・人と自然とが共生できる質の高い環境を創出するため、低炭素型社会の構築や循環型社会を推進するとともに、快適で安らぎのある都市空間の整備に努める必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践が求められていることから、市と市民、事業者等が協働して取組みを進めることが求められています。

【望ましい環境像（案）】

上記のことを踏まえ、「水」や「緑」といった本市の特性や、SDGs の考え等を踏まえたキーワードを含む、以下のようなものを候補とします。

- 誰もが安心して住み続けることのできる環境共生都市 とくしま
- 水と緑に恵まれた環境共生都市 とくしま
- 水と緑あふれる 人と自然にやさしい環境都市 とくしま
- 清流が育む 魅力溢れる環境共生都市 とくしま

また、副題として以下のキーワードを含めることにより、本計画の特色を分かりやすく表現します。

- 気候変動につよいまちづくり（適応策）
- 地球温暖化対策
- プラごみ対策 等

【徳島市環境基本計画 望ましい環境の将来像】

未来につなごう豊かな環境！地球や人を思い、
四国三郎“吉野川”に生まれた快適で安らぎのあるまち・とくしま

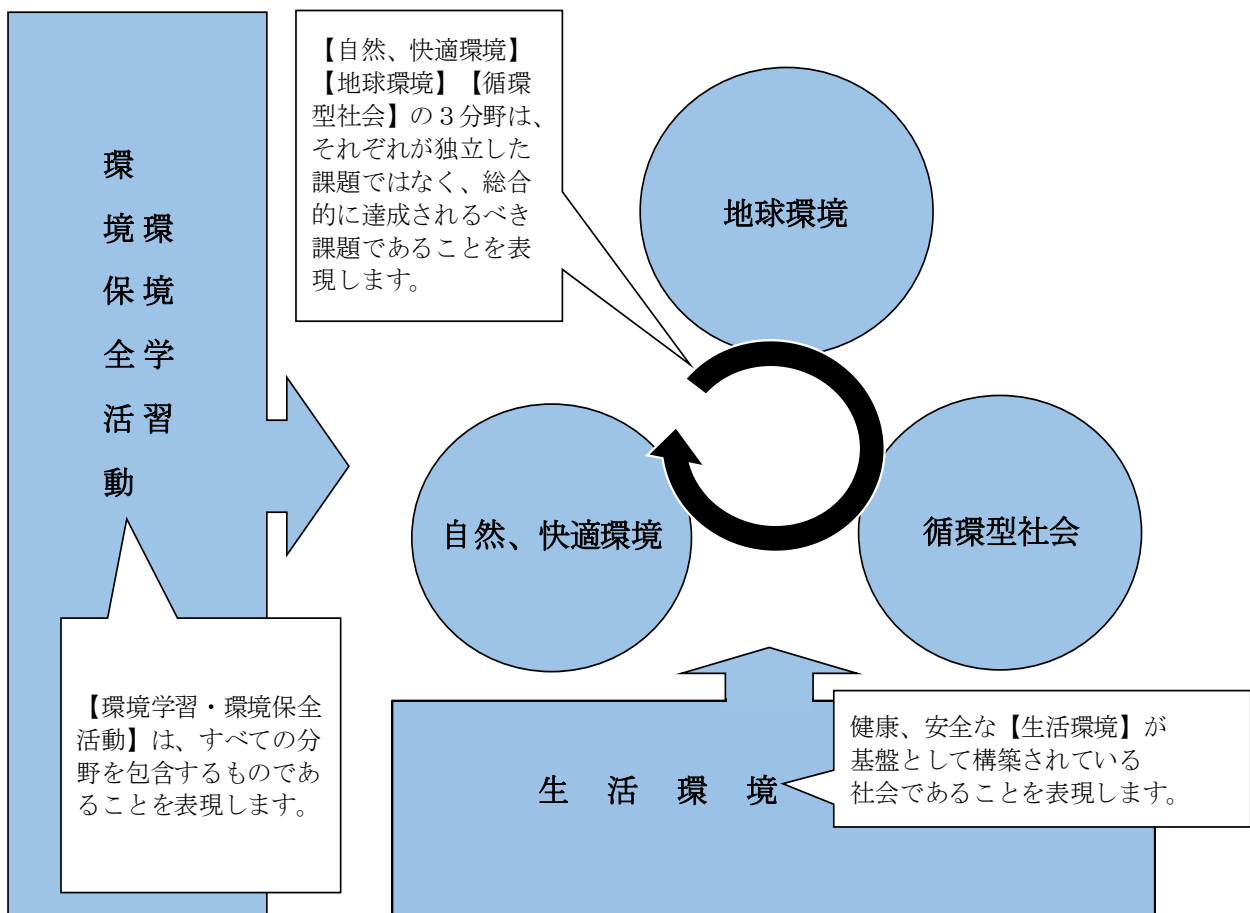
【第 2 次徳島市環境基本計画 望ましい環境の将来像】

みんなであつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま

2 基本目標及び基本施策の展開

(1) 基本的考え方

- ・本計画で対象とする環境の範囲は、徳島市環境基本条例第7条の「施策の策定等に係る指針」に基づき、「生活環境」「自然環境」「快適環境」「地球環境」の4分野となっています。これらの分野は、お互いに深く関わっていますが、地域環境である「生活環境」「自然環境」「快適環境」に対して、それらを支える「地球環境」を保全することが、今後の環境への取組みを進める上で重要です。
- ・これら4分野に加え、国の第5次環境基本計画で示されている地域循環共生圏の考え方を踏まえ、新たに「循環型社会」を加え、施策を展開します。
- ・私たちの生活における利便性や快適性については、都市基盤の整備だけではなく、自然環境を保全することも非常に関係の深い問題となっていることから、「自然環境」と「快適環境」を統合した基本目標のもと、取組みを推進します。
- ・健康で安全、快適な「生活環境」が基盤として構築されていることを前提として、「地球環境」「自然、快適環境」「循環型社会」の3つの分野別の基本目標が統合的に達成される環境都市を目指します。
- ・各環境分野における取組みを促進するためには、環境について「学ぶこと」「行動すること」し、次の世代に本市の豊かな環境を引き継いでいくことが重要であることから、「環境教育、環境保全活動」はすべての環境分野を包含する分野として位置づけます。



(3) 施策の体系 (案)

基本目標	基本施策	施策
<p>基本目標 1</p> <p>(第3次地球温暖化対策推進計画)</p> <p>地球市民として 低炭素型社会を 築いていく</p>	(1)エネルギー利用による温室効果ガス削減	①地球温暖化対策
		②再生可能エネルギーの利用促進
	(2)低炭素型まちづくりの推進	①環境に配慮した交通対策
		②緑化の推進
	(3)気候変動につよいまちづくり	①自然災害対策
		②健康被害防止
<p>基本目標 2</p> <p>安心して暮らせる健康なまち</p>	(1)水環境、土壌環境の保全	①公共用水域及び地下水の調査の実施
		②水質汚濁の発生源となる工場・事業場等の監視、指導
		③生活排水浄化対策の推進
		④土壌環境対策の推進
	(2)大気、音環境の保全	①大気環境の監視
		②自動車排ガスの排出抑制
		③悪臭の発生源となる工場・事業場の監視、指導
		④騒音・振動の状況把握
		⑤振動・騒音対策の推進
	(3)有害化学物質対策	①有害化学物質に関する情報の把握・提供
		②有害化学物質による環境汚染の防止
		③事業者の自主的な管理の支援
<p>基本目標 3</p> <p>自然と共生できるまち</p>	(1)身近な自然環境の保全	①生物多様性の確保
		②鳥獣保護・管理の推進
	(2)緑や自然とのふれあいの推進	①緑の保全・活用
		②緑とのふれあいの場や機会の提供
	(3)里地・里山の保全、創造	①森林、農地の保全
		②環境保全型農業の推進
		③地産地消の推進
	(4)良好な景観形成の推進	①地域特性を活かしたまちづくり
②自然景観の保全と活用		
<p>基本目標 4</p> <p>資源循環可能なまち</p>	(1)ごみの減量、リサイクル	①ごみを出さないライフスタイルの推進
		②グリーン購入の推進
		③再使用の推進
		④リサイクルの推進
		⑤食品ロス対策
	(2)プラスチックごみ対策	①プラスチックごみ削減の推進
		②海洋プラスチックごみ対策
(3)安心できるごみ処理体制の確保	①適正処理の推進	
	②環境負荷の少ないごみ処理体制の構築	
<p>基本目標 5</p> <p>環境次世代につなぐまち</p>	(1)環境教育・環境学習の充実	①環境教育、環境学習の推進
		②学校における環境教育、環境学習の推進
		③人材の育成、活用
	(2)環境保全活動の推進	①活動の支援
		②活動の場の整備、提供
		③環境保全活動のためのネットワークづくり
(3)環境情報の充実・共有	①環境情報の収集	
	②環境情報の提供、発信	

【参考】適応策と緩和策

温室効果ガスの排出削減と、二酸化炭素の吸収源対策を行うことが「緩和策」です。省エネの取り組みや、再生可能エネルギーの推進、植林による二酸化炭素の吸収源対策等が挙げられます。

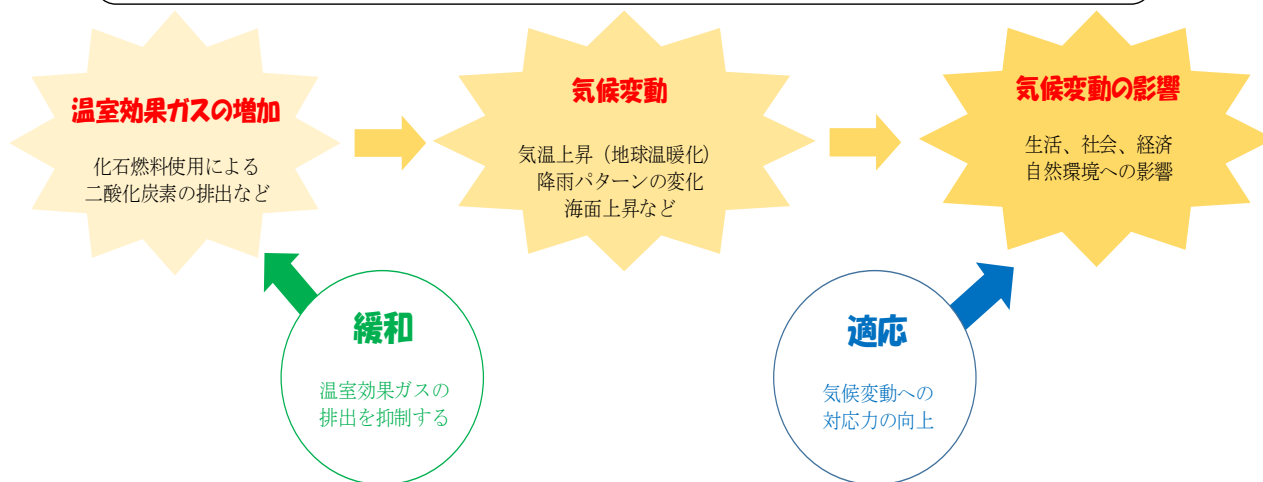
これに対して、すでに起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件に柔軟に対応し対応力を向上させ、また利用を行うことを「適応」といいます。影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散と、機会の利用を踏まえた対策のことで、気候変動による降水量の増加等に伴う災害への備えや、熱中症対策のためのインフラ整備等が例として挙げられます。

パリ協定に基づき、世界が最も厳しい緩和努力を行い、世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて2°C以内にとどめられたとしても、気温の上昇、降水量の変化などの気候の変化、海面の上昇等が生じる可能性があり、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活といった広範な分野で影響が生ずることが予測されています。

こうしたことから、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和」の取り組みを着実に進めるとともに、すでに現れている影響や、今後中長期的に避けることのできない影響への「適応」を計画的に進める必要があります。

本計画においては、緩和策と適応策の両輪で地球温暖化対策を推進していくこととします。

緩和：気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策
適応：すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動への対応力の向上



(2) 基本目標と施策

目指すべき環境の将来像を実現するために必要な目標の柱として、「地球環境」、「生活環境」、「自然・快適環境」、「循環型社会」、「環境教育・環境保全活動」の5つの環境分野に応じて基本目標を設定します。

なお、本計画の上位計画である「徳島市まちづくり総合ビジョン」が現在改定中であるため、市の施策については、例示という形で表記しています。

基本目標 1（地球環境） 地球市民として低炭素型社会を目指すまち

第3回市民会議にて検討

市の施策

- 1-1) エネルギー利用による温室効果ガス削減
- 1-2) 低炭素型まちづくりの推進
- 1-3) 気候変動につよいまちづくり



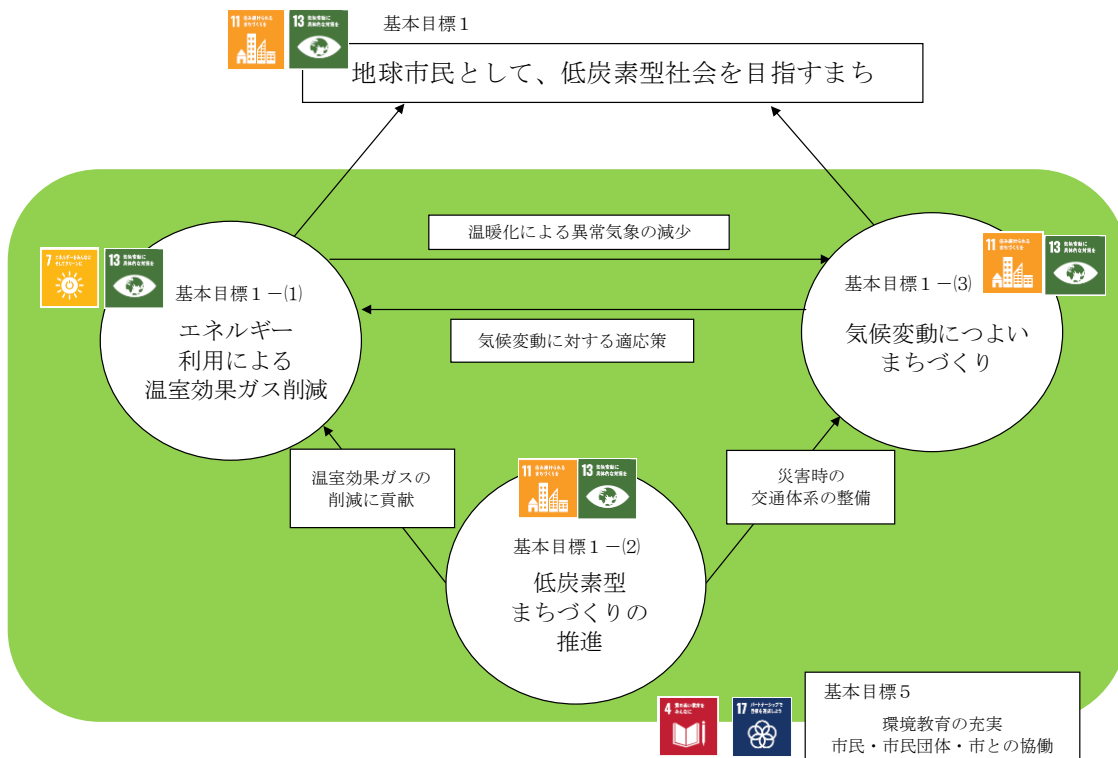
第十浄水場 大規模太陽光発電設備



↑ 避難所運営訓練の様子



ミスト発生機→



基本目標 2（生活環境） いつまでも健康で安心して暮らせるまち

生活環境で対象となる要素は、一般的に公害問題として取り扱われていますが、工場・事業場を発生源とする産業公害から、生活排水や自動車排ガスといった都市・生活型公害、さらにダイオキシン類などの有害化学物質管理まで、対象は幅広いものとなっています。健康で安心できる生活環境が構築されていることは、人だけでなく、全ての生き物が健康に生きていく上で基盤となるものです。

本市は吉野川をはじめ、河川が多く水に恵まれた都市であり、現在の水環境や大気環境に対する市民の満足度は高いものとなっていますが、将来世代に対しても、この良好な状態を引き継いでいくことが重要です。

【盛り込まれる施策】

2-1) 水環境、土壌環境の保全

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①公共用水域及び地下水の調査の実施	水質汚濁に係る環境基準の達成	達成	
②水質汚濁の発生源となる工場・事業場等の監視、指導	生活排水浄化実践地点重点地域数（累計）	4 地域	
③生活排水浄化対策の推進	汚水処理人口普及率	78.7%	
④土壌環境対策の推進			

市民の取組み

- ・洗剤の使用量、生ごみ、食用油の処理などに配慮し、生活排水による負荷を減らすよう努めます。
- ・公共下水道に積極的に接続するとともに、認可区域外では合併処理浄化槽への振替に努めます。
- ・浄化槽の管理においては、保守点検、清掃、法定点検を適正に実施します。

事業者の取組み

- ・水質汚濁防止法に関する法令、条例を遵守するとともに、排水処理の高度化を図るなど、より一層の環境負荷の低減に努めます。
- ・農薬や化学肥料などの使用削減に努め、過剰な窒素、りんなどの削減を図ります。



吉野川



水質調査の様子

2-(2) 大気、音環境の保全

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①大気環境の監視 ②自動車排ガスの排出抑制 ③悪臭の発生源となる工場・事業場の監視、指導	大気汚染に係る環境基準 (10項目) の達成	10項目中 9項目	
④騒音・振動の状況把握 ⑤騒音・振動対策の推進	騒音・振動に係る環境基準・要請限度の達成状況	達成	

市民の取組み

- ・車の購入の際にはエコカーを検討するとともに、エコドライブ（アイドリングストップ、ふんわりアクセル等）を実践します。
- ・家屋を建築・解体する場合は、施工主として建築・解体時の騒音・振動を抑制するよう努めます。
- ・テレビ、楽器等の音は時間帯を考え、まわりの迷惑にならない音量にします。

事業者の取組み

- ・大気汚染防止に関する法令、条例を遵守するとともに、大気汚染物質の自主的な削減に努めます。
- ・エコカー導入を検討するとともに、従業員に対し、エコドライブ（アイドリングストップ、ふんわりアクセル等）を実践するよう啓発します。
- ・悪臭に関する法令、条例を遵守するとともに、悪臭物質が外部にもれないよう設備管理を徹底する等、周辺の環境に配慮します。
- ・騒音、振動に関する法令、条例を遵守し、適切な対策を講じるとともに、小規模の騒音、振動発生機器についても、周辺地域への影響に十分配慮します。
- ・工事を行う際は、事前に周辺への説明を行い、低騒音型の工事機械の利用や工事時間帯の制限により、できるだけ騒音や振動を発生させないよう配慮します。
- ・屋外の音響機器は設置位置に配慮し、適切な音量で使用します。

2-(3) 有害化学物質対策

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①有害化学物質情報の把握・提供 ②有害化学物質による環境汚染の防止 ③事業者の自主的な管理の支援	有害化学物質（ダイオキシン類）に係る環境基準の達成状況	達成	

市民の取組み

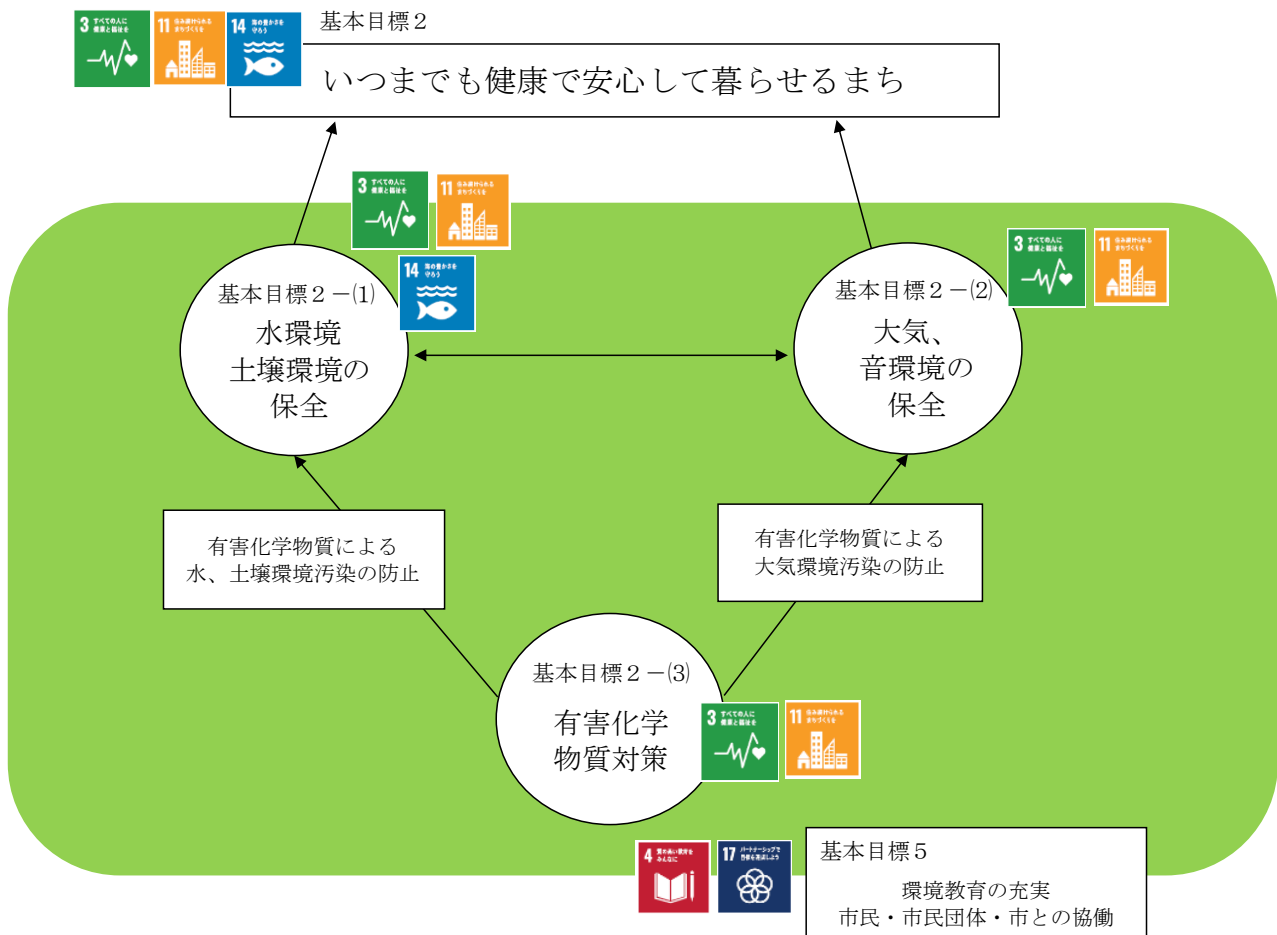
- ・ダイオキシン類の発生抑制のため、家庭でのごみ焼却を行いません。
- ・リスクコミュニケーションに参加するなど、化学物質への正しい理解を深めるよう努めます。

事業者の取組み

- ・化学物質排出把握管理促進法に定める化学物質適正管理指針等に基づき、化学物質の自主的な管理

の改善を行い、化学物質の排出量等を抑制します。

- 化学物質の使用においては、人の健康または生活環境に係る被害を生じる恐れのない物質への転換を図ります。
- 地域住民とリスクコミュニケーションを行うなど、情報提供に努めます。
- アスベストを使用している建築物がある場合は、飛散防止のため除去、封じ込め、囲い込みなどの対策をとります。



基本目標 3（自然・快適環境） 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち

自然環境では、動植物、自然景観を主な要素として整理していますが、これらの要素はお互いに深く関わっており、私たちの生活にも密着しています。また、これまで市が実施してきた取組みも、自然を活用するような施策が多くなっています。

快適環境では、主に都市基盤の整備を中心とした取組み内容となるため、本市の豊かな自然を保全するためにも、人と自然が共生できるような整備を進める必要があります。

【盛り込まれる施策】

3-1) 身近な自然環境の保全

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①生物多様性の確保 ②鳥獣保護・管理の推進	市域における絶滅の危険性がある種の数	410種	

市民の取組み

- ・地域の生態系を理解するため、市や市民団体が実施する生き物調査や自然観察会に参加、協力します。
- ・希少な野生動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしません。
- ・生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来生物はむやみに「入れない」、飼養・栽培している外来生物を適切に管理し「捨てない」、すでに繁殖している外来生物を「拡げない」ようにします。

事業者の取組み

- ・開発を行う際は、鳥獣保護区や自然公園などの地域指定の規則に従うとともに、動植物が生息、生育する自然環境に配慮した事業活動や土地利用を行います。



水生生物の観察

3-2) 緑や自然とのふれあいの推進

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①緑の保全・活用	一人あたりの都市公園面積	12.69 m ²	
②緑とのふれあいの場や機会の提供	自然へのふれあいに関する事業への参加者	6,665 人/年	

市民の取組み

- ・庭やベランダなどの緑化に努めるとともに、身近な緑の保全に努めます。
- ・公園や水辺などを訪れ、積極的に自然とふれあいます。
- ・公園や地域の緑化活動へ参加、協力します。

事業者の取組み

- ・事業所敷地内の緑化に努めるとともに、緑化推進活動、緑化保全活動等に参加します。



自然観察の様子

3-3) 里地・里山の保全、創造

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①森林、農地の保全	森林及び耕作地面積	7,095ha	
②環境保全型農業の推進	エコファーマー認定者数	81 人	
③地産地消の推進			

市民の取組み

- ・市民農園などを通じて、農地が持っている環境保全機能など、農業及び農地の大切さについて理解を深め、その保全に協力します。
- ・地場でつくられた農作物を優先的に消費します。
- ・学校等での食育を通じ、地産地消についての知識を深めます。

事業者の取組み

- ・動植物の生息環境や保水機能などをもつ農地の保全に寄与するために、自然と触れ合える農業体験の場や機会の提供、支援を行います。
- ・農薬の適正利用、農業用資材の適切な管理に努めます。

3-4) 良好な景観形成の推進

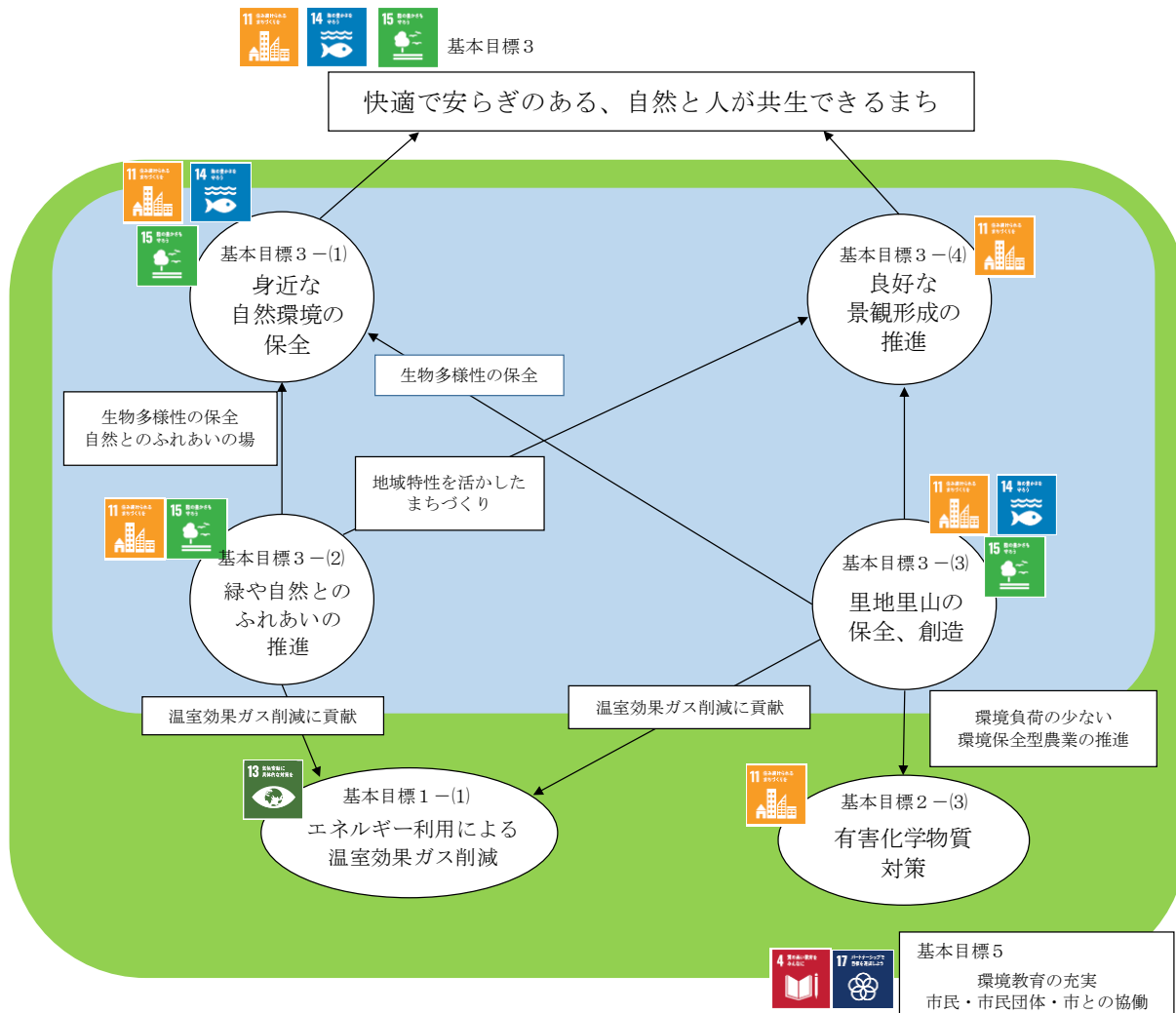
市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①地域特性を活かしたまちづくり			
②自然景観の保全と活用			

市民の取組み

- ・地域のまちづくりに積極的に参加します。
- ・家の新築・改築時には規模やデザインなど周辺景観との調和を図り、良好な景観づくりに努めます。

事業者の取組み

- ・建築物等は周辺の景観と調和するよう配慮するなど、地域特性を活かしたまちづくりに協力するほか、まちの景観に配慮した事業活動を行います。
- ・自然環境などに配慮した計画的な土地利用を推進します。
- ・環境影響評価に基づき、事業の実施による環境への負荷の回避、低減に努めます。



基本目標 4（循環型社会） 持続可能な資源循環システムが構築されているまち

市民一人当たりのごみ収集処理量は減少傾向にあります。依然として全国平均よりも高くなっていることから、廃棄物の発生抑制対策だけでなく、資源採取から生産、流通、消費、廃棄に至る社会経済活動の全ての段階において無駄を抑え、資源の循環利用を推進することで、環境負荷を減らすことが求められています。

市民、事業者が高い意識を持ち、ごみの減量化、再資源化を推進することにより、循環型社会を構築するための施策を進めるものとします。

【盛り込まれる施策】

4-1) ごみの減量、リサイクル

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①ごみを出さないライフスタイルの推進	一人一日あたりごみ排出量	1,040 g	
②グリーン購入の推進			
③再使用の推進	リサイクル率	14.4%	
④リサイクルの推進			
⑤食品ロス対策			

市民の取組み

- ・ 無駄をなくした生活を常に意識し、無駄なものを購入しない努力をします。
- ・ エコマークやグリーンマークなどのエコラベルを参考に、環境にやさしい製品やサービスを選びます。
- ・ 食材は食べきれる量を購入し、調理方法等を工夫することで、期限切れや食べ残しを減らします。
- ・ 外食や宴会時には食べ残しがないよう配慮し、おいしく残さず食べきります。
- ・ 家庭から出る生ごみは、生ごみ処理機を活用して堆肥化したり、十分に水切りをする等、生ごみの減量化やリサイクルに努めます。
- ・ 使い捨て商品の購入や使用を控えます。

事業者の取組み

- ・ 事業に伴う廃棄物の減量を図るため、製造、梱包、輸送、販売の各段階における環境配慮に努めます。
- ・ 製品やサービスは環境に配慮したものを選び、グリーン購入に努めます。

4-2) プラスチックごみ対策

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①プラスチックごみ削減の推進 ②海洋プラスチックごみ対策	清掃・美化活動参加者数	26,434 人/年	
	プラスチック容器包装 リサイクル率		

市民の取組み

- ・マイバッグやマイボトル等を活用し、使い捨てプラスチックの使用を控えましょう。
- ・地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ・ごみのポイ捨てはせず、身近でポイ捨てを発見したら拾ってごみ箱に入れるようにします。

事業者の取組み

- ・商品の過剰包装を控える等、プラスチック包材の使用量を減らしたサービス、商品づくりをします。
- ・プラスチック代替素材を使用したサービス、商品作りをします。
- ・地域の一員として地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。



小松海岸クリーン大作戦の様子

4-3) 安心できるごみ処理体制の確保

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①適正処理の推進 ②環境負荷の少ないごみ処理体制 の構築	不法投棄通報件数	211 件/年	

市民の取組み

- ・地域で行われる資源ごみ回収に協力します。
- ・ごみは市で決められた収集日を守り、決められた方法に従って排出します。
- ・不法投棄の防止に向け、パトロールの実施など地域ぐるみで協力を行うとともに、不法投棄を発見した場合は行政や警察に通報します。

事業者の取組み

- ・廃棄物関連の法令、条例を遵守し、排出者の責任において適切に処理します。
- ・廃棄物の処理を委託する場合は、許可を受けた処理業者に適正な処理、リサイクルを委託します。

また、産業廃棄物の場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により最終処分まで責任をもって管理を行います。

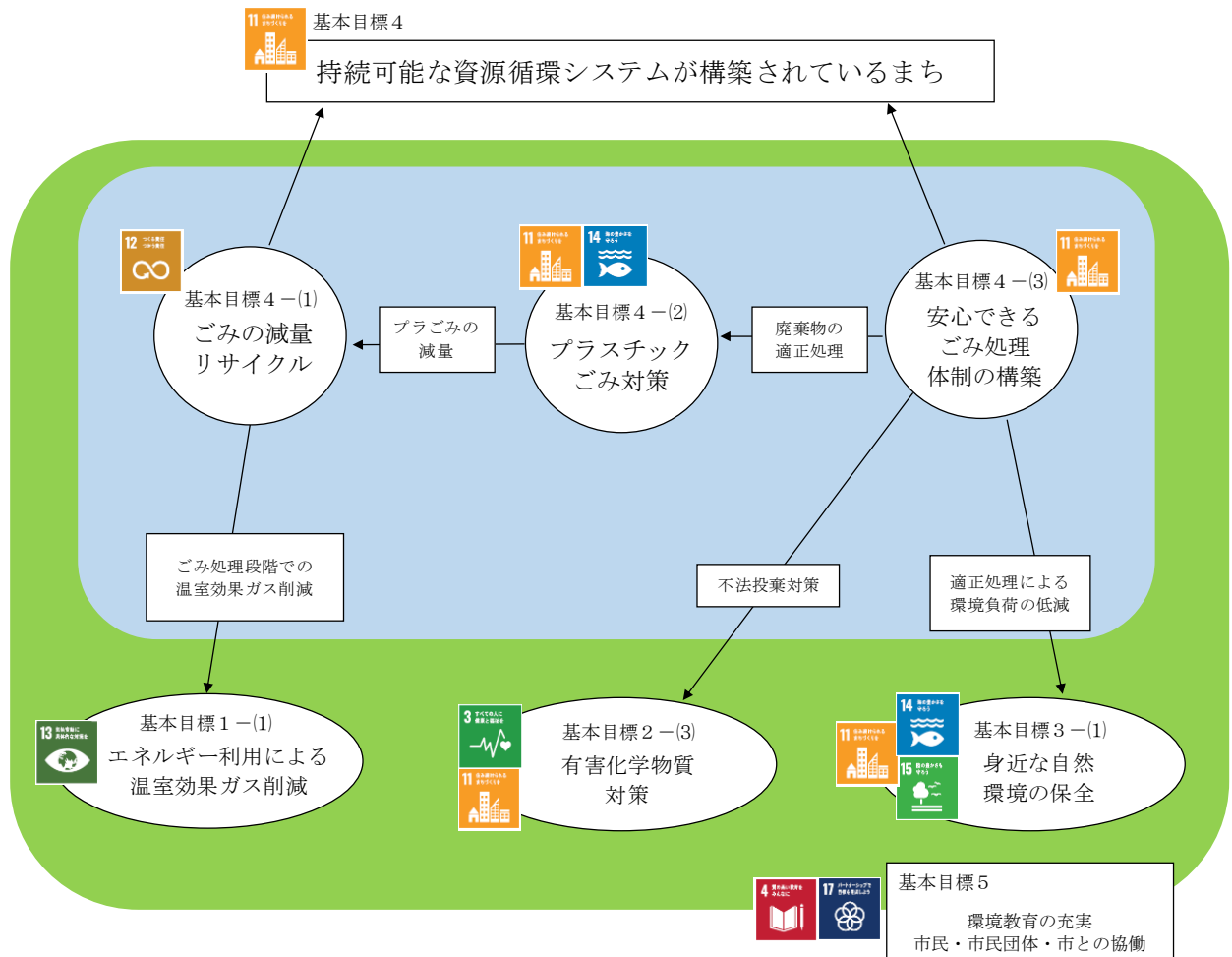
- ・フロン類を使用している業務用機器について、適正な管理、廃棄を行います。



徳島市エコステーション



小学校でのごみの分別の様子



基本目標 5（環境教育、環境保全活動） 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち

市民アンケートより、環境に対する取り組みの必要性は認識しているものの、実際に行動に移すのは自分の生活に直結する内容にとどまる傾向が強いことがわかります。

環境学習、環境教育については、環境意識の強い市民だけではなく、将来を担う子どもたちに啓発や取組みを推進し、本市の豊かな環境を次世代に引き継いでいくことが重要です。

そのためにも、市だけでなく、市民、事業者と連携、協働し、環境学習や活動支援の施策を展開する必要があります。

【盛り込まれる施策】

5-1) 環境教育・環境学習の充実

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①環境教育、環境学習の推進	環境に関する講座開催回数	245回/年	
②学校における環境教育、環境学習の推進	環境学習参加者の割合 (延べ参加者数/人口)	6.5%	
③人材の育成、活用			

市民の取組み

- ・環境に関する市民講座や講演会等に積極的に参加し、身近な環境や自然についての理解を深めます。
- ・子どもが環境について学んだことを家庭で一緒に実践する等、子どもたちの環境活動を応援します。
- ・学校や地域における環境教育、環境学習を支援します。

事業者の取組み

- ・従業員に対し、研修や啓発等、環境教育の機会を設けるよう努めます。
- ・施設見学会の開催、情報提供のほか、環境に関する専門知識を有する人材を講師として派遣する等、地域や学校における環境教育・環境学習を支援します。
- ・地域で行われる環境学習や講演会に積極的に参加、協力します。



学校での出前環境教室の様子

(子ども環境リーダー事業)



環境リーダースキルアップ講座の様子

5-2) 環境保全活動の推進

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①活動の支援	環境活動団体 (NPO) 数	62 団体	
②活動の場の整備、提供 ③環境保全活動のためのネット ワークづくり	市内の環境マネジメント システム導入事業所数 (累計)	134 事業所	

市民の取組み

- ・地域で行われている環境保全活動に積極的に参加します。
- ・身近な環境問題について、家族や友人と話し合うことでお互いに環境意識を高めます。
- ・市や事業者と協働して、環境保全活動に取り組みます。

事業所の取組み

- ・事業活動における環境への配慮に関する方針を作成する等、環境に配慮した経営を推進するとともに、従業員に対し、環境に配慮した行動の浸透を図ります。
- ・ISO14001 やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入し、自主的・主体的に環境保全活動を実施します。
- ・環境保全活動に取り組む従業員を支援したり、環境に関する基金や団体等への資金援助や寄付に努めます。
- ・環境に配慮して行った事業活動について情報公開します。



環境マネジメントシステムの推進

5-3) 環境情報の充実・共有

市の施策	指標	現状値 (H30)	目標値 (R13)
①環境情報の収集 ②環境情報の提供、発信	環境情報のホームページ へのアクセス数	30,517 件	

市民の取組み

- ・市や市民団体、事業者等が提供する情報を、環境教育・環境学習や環境保全活動に活用します。
- ・市や市民団体が実施する環境調査等に参加・協力をします。
- ・把握した環境情報を、町内会やコミュニティを通じて広く伝えます。

事業者の取組み

- 事業等に伴う環境関連情報の収集や蓄積に努めます。
- 市や市民団体が提供する情報を活用し、積極的に環境保全活動に努めます。
- 事業活動における環境配慮状況をホームページや環境報告書等で広く公表します。



徳島市環境報告書

日常で出来る
わたしたちの取組み(一部)



基本目標 5
市、市民、事業者等の
協働による
環境保全意識の向上

自分たち出来ることは何かあるか、
みんなで考えてみましょう。



基本目標 5
次世代を担う
人材の育成

基本目標 5
学校における
環境教育、
環境学習の推進

基本目標 3-(2)
緑化の推進

基本目標 3-(1)
外来種の放流禁止

基本目標 3-(2)
自然との
ふれあい

基本目標 4-(2)
地域清掃活動

基本目標 2-(2)
周辺環境に
配慮した生活

基本目標 2-(1)
生活排水対策

基本目標 3-(3) 地産地消の推進
基本目標 4-(1) 食品ロスの削減

基本目標 4-(1)
生ごみ
堆肥化等による
ごみの減量



OFFICE

基本目標 1-(3)
リモートワーク等
「新しい生活様式」の定着

基本目標 2-(3)
地域住民との
リスク
コミュニケーション

基本目標 4-(2)
使い捨てプラ
使用削減

基本目標 4-(1)
資源ごみ回収
エコステーションの活用

基本目標 2
周辺環境、自然環境に配慮した工事

基本目標 4-(3)
安心できる
ごみ処理体制の構築

市の回収
ルールを守る！

分別徹底！

SHOP

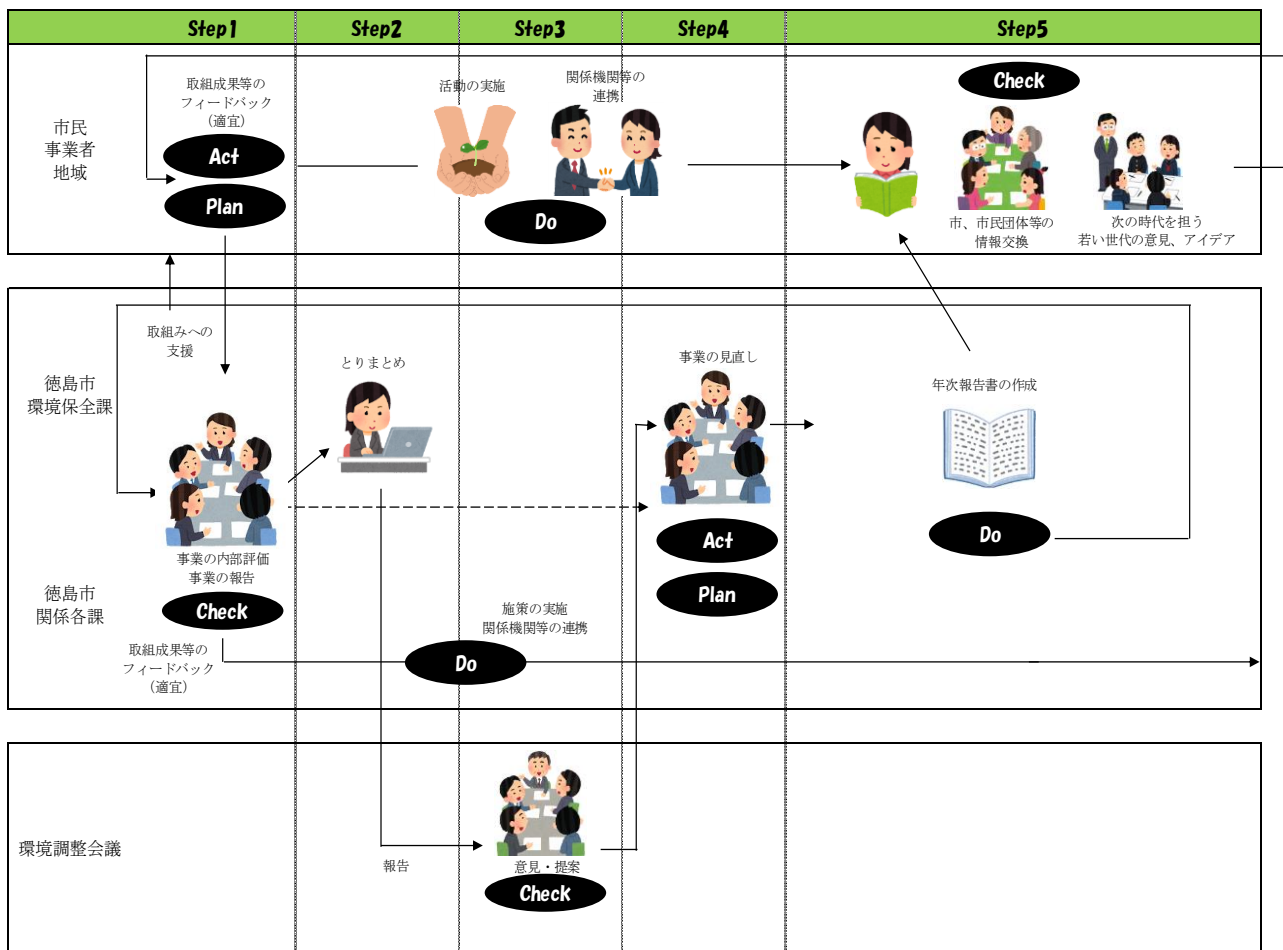
基本目標 4-(1)
資源回収
ボックスの設置

基本目標 4-(2)
プラ包材の使用抑制
プラ代替素材への転換

基本目標 2-(1)
浄化槽の管理
(保守点検、清掃、定期点検等)

基本目標 3-(3)
市民農園等を通じた
里地・里山保全への意識高揚

3 推進方法（推進体制、進行管理）について



(1) 推進体制

ア 徳島市環境調整会議

本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、庁内関係部局の連絡及び調整を図り、必要な事項について審議する組織として設置している「徳島市環境調整会議」（会長：第一副市長、委員：各部局の部長など）及び幹事会（幹事長：市民環境部長、幹事：各部局の副部長など）において、計画の円滑な推進と進行管理及び環境に関する各種施策や事業の総合的な調整などを進めていきます。

イ 環境保全活動に取り組む市民、市民団体等との交流

環境保全活動に取り組む市民や市民団体等がより積極的に取り組めるよう、情報交換の場を提供します。また、計画に基づき市が実施する各種事業について、提案・意見の提出、取組みが実践できるようネットワークの強化を行い、本市が実施する施策がより実効性のあるものとなるようにします。

また、中学校や高等学校等の教育機関と連携し、次の時代を担う若い世代からの意見やアイデアを募ったり、環境について学んだ子どもたちから子どもたちへ、情報を発信する場を提供すること等により、若い世代が環境保全にかかる課題を「自分ごと」として捉え、能動的に行動することができるよう働きかけを行います。

ウ 県、近隣市町村、大学などとの連携

計画を効果的に推進するため、県や近隣市町村、大学その他関係機関と連携しながら取組みを進めます。

(2) 進行管理

ア とくしまエコマネジメントシステムの運用

本計画に基づく施策の実施にあたっては、徳島市環境基本条例第 19 条の規定（環境管理の実施）に基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（見直し）を繰り返す PDCA サイクルによるとくしまエコマネジメントシステムの運用により、年度ごとの実践目標の設定、実施状況の調査等を行い、内部監査等による点検・評価のうえ、改善を図ります。

イ 他の行政計画との調整

本計画は、徳島市まちづくり総合ビジョンをはじめ、他の部門の関連計画と調整を図りながら推進します。

また、環境の状況や施策の実施状況を評価するための定量目標についても、他の行政計画との調整を図り、必要に応じて修正・追加を行います。

ウ 年次報告書の作成と公表

徳島市環境基本条例第 9 条の規定（環境の状況等の公表）に基づき、環境の状況や計画に基づいて市が講じた施策の実施状況、点検・評価の結果などをまとめた年次報告書を作成し、公表します。

年次報告書は、本市ホームページにて全文を公開し、取組みの内容、公表したデータ等について市民や事業者の意見を募集します。

エ 計画の見直し

社会経済情勢や環境問題の変化などにより、現時点で想定していない課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを実施します。

なお、個別の事業、施策については、とくしまエコマネジメントシステムの運用に基づき、適宜改善を行います。